

<PTA 会則について>

家庭数一人一役の組織の変更に伴い、会則の見直しも行っています。

☆赤文字は削除予定の項目。

# 札幌市立八軒小学校 父母と先生の会 会則

## 第1章 総 則

### 第1条（名 称）

この会は、札幌市立八軒小学校父母と先生の会といい、事務局を同校内に置く。

### 第2条（目 的）

この会は、父母と先生の協力により、学校・家庭・社会における子どもの健全で幸福な成長を図ることを目的とする。

### 第3条（活動及び方針）

1. 第2条の目的を達成するために、次の活動をする。

- (1) 会員の相互理解を深める活動
- (2) 教育理解を深めるための研修
- (3) 子どもの生活環境の向上・充実を図る協力
- (4) 学校及び地域教育活動への協力
- (5) その他この会の目的に沿って必要と認められる活動

2. 活動に当たっては、次のことに配慮する。

- (1) 目的を同じくする他の団体や機関との協力
- (2) 特定の政党や宗教にかたよることなく、また営利を主目的とする活動をしない。

## 第2章 組 織

### 第4条（会 員）

この会の会員は、本校に在籍する子どもの保護者及び教員とする。

### 第5条（役員、監査、委員及び任務）

この会に、次の役員、監査及び委員をおく。

#### 1. 役 員

- (1) 会 長 1名（P）

この会を代表して、会務を統括する。

- (2) 副会長 4名（P3, T1）

会長を補佐し、会長不在の時は、代行する。また、求めに応じて、各部委員会の企画に際し助言をする。

- (3) 事務局長 1名（T1）

会長の指示に従って会務を担当し、全般的な企画・立案にあたる。また、各学年、学級及び各部委員会の連絡調整にあたり、書記とともに事務を担当する。

(4) 書記 4名 (P3, T1)

事務局を構成し、事務局長と連携して、庶務全般の業務及び各集会の連絡調整にあたり、議事をとりまとめる。

(5) 会計 2名 (P1, T1)

この会の会計事務を担当する。また、総会において決算及び予算の報告、提案をする。

2. 監査 2名 (P2)

ア. 年2回、上半期と下半期にこの会の会計監査を行い、これを総会において報告する。  
また、必要に応じて、臨時に監査を行うことができる。

イ. 監査は、各種の会議に出席することができる。

3. 委員

(1) 学級活動部委員 各学級1～3名

- ・学級を代表して学級会の円滑な運営を図る。
- ・学級活動部委員会で学級・学年の活動内容について検討し、決定事項を各係に伝えて企画・運営を促す。
- ・運営委員会に出席し、決定・協議事項を学級に報告し必要に応じて検討する。

(2) 厚生部委員 各学級1～3名

- ・厚生部委員会に出席し、厚生部の活動内容を検討し、決定事項を各係に伝えて、企画・運営を促す。
- ・各係の活動の取りまとめを行う。

(3) 社会部委員 各学級1～3名

- ・社会部委員会に出席し、社会部の活動内容を検討し、決定事項を各係に伝えて、企画・運営を促す。
- ・各係の活動の取りまとめを行う。

(4) 八軒えんじゅっ子まつり実行委員 P各学年2名以上、全校で20名以上

- ・八軒えんじゅっ子まつり実行委員会を組織し、まつりの企画・運営にあたる。

(5) 役員選考委員 各学年最低1名、T2

- ・役員及び監査の選考にあたる。

(6) 運営委員

- ・PTA役員、学級連絡係(仮)、学級活動部委員、厚生部・社会部のリーダー、学年PTA担当教諭、八軒えんじゅっ子まつり実行委員長、開放図書館の代表者、家庭教育学級長が運営委員となり、運営委員会に出席する。

3. 委員

(1) 役員選考委員 各学年最低1名、T2

- ・役員及び監査の選考にあたる。

(2) 運営委員

- ・PTA役員、学級連絡係(仮)、開放図書館の代表者、家庭教育学級長が運営委員となり、運営委員会に出席する。

(3) その他

- ・必要に応じて設定する。

4. その他

- 必要に応じて、係やボランティアを設定する。

3. 委員は差し替え  
4. その他は追加

## 第3章 役員・監査及び委員の選出

### 第6条（役員、監査及び事務局長）

#### 1. 役員及び監査

次期役員及び監査は、会員の中から役員選考委員会により選考された候補をもって、定期総会で選出する。

#### 2. 事務局長

第5条1の（4）に定める書記のうち、T1が事務局長となる。

### 第7条（学級活動部委員、厚生部委員、社会部委員、友愛実行委員）

学級ごとに、会員の互選で選出する。

### 第8条（役員選考委員）

各学級の学級活動部委員から各学年最低1名以上を選出する。

T委員は学校に一任する。

### 第9条（役員、監査及び委員の任期）

1. 役員、監査及び委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
2. 補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

## 第4章 会議及び機関

### 第10条（総会）

全会員をもって構成し、この会の最高決議機関である。

1. 総会は定期総会・臨時総会とし、会長が招集する。

#### （1）定期総会

毎年4月に開き、次の事項を報告・審議し承認・決定する。

- ①会則の改廃
- ②会務、事業、決算の報告、承認
- ③監査報告
- ④事業計画並びに予算の審議、決定
- ⑤次年度役員及び監査の選出
- ⑥その他必要と認められる事項

#### （2）臨時総会

運営委員会が必要と認めた場合、又は会員の5分の1以上の要請があった場合、これを招集する。

2. 議長は会員の中から選出する。
3. 議決は出席会員の過半数の賛成がなければならない。
4. 必要に応じて委任状を取ることがある。

### 第11条（役員会）

1. 役員会は第5条に定める役員で構成し、次の事項を協議・決定し、執行する。

- ①会の運営、企画・立案に関する事項
- ②運営委員会に提出する議案及び報告書の作成

③総会及び運営委員会から委任された事項

④その他必要事項

2. 必要に応じて、拡大役員会を開くことができる。

#### 第12条（事務局）

事務局は事務局長と書記をもって構成し、会務の連絡、調整、記録、文書に関する事項その他の事務の処理にあたる。

#### 第13条（学級会）

学級ごとに会員をもって構成し、学級の行事その他の問題を協議し、懇談や活動を通して教育への理解を深め、会員相互の親睦と教養の向上に努める。

#### 第14条（学級活動部委員会）

1. 各学級から選出された学級活動部委員で構成し、学級活動が円滑に行われるように係活動の推進を図る。
2. 互選によって学年リーダー、学年副リーダーを1名ずつ置く。

#### 第15条（厚生部委員会）

1. 各学級から選出された厚生部委員で構成し、児童をとりまく環境改善等に向けて活動の推進を図る。
2. 互選によってリーダーを2～3名置く。

#### 第16条（社会部委員会）

1. 各学級から選出された社会部委員で構成し、地域とつながり安全・安心の向上に向けて活動の推進を図る。
2. 互選によってリーダーを2～3名置く。

#### 第17条（八軒えんじゅっ子まつり実行委員会）

1. 各学級から選出された委員で構成し、まつりの計画を立て実行にあたる。
2. 委員長と副委員長を置く。選出は部員の互選による。
3. 委員長は部会の責任者として実行委員会を主催し、その円滑な運営をはかる。  
副委員長はこれを補佐する。
4. 委員長は運営委員会に出席する。

#### 第18条（運営委員会）

1. 第5条で定める運営委員で構成し会の運営にあたる。
2. 総会に次ぐ決議機関であり、次の事項を協議決定する。
  - ①総会議案の審議
  - ②各学年・学級及び各部委員会の行事計画の承認
  - ③補正予算の審議と決定
  - ④欠員が生じた場合の補欠役員及び監査の承認
  - ⑤細則の改廃
  - ⑥各委員会から提出された事項
  - ⑦表彰・慶弔に関すること
  - ⑧総会において付託された事項
  - ⑨その他緊急必要事項

#### 第19条（役員選考委員会）

第5条に定める委員をもって構成し、選考は細則第1条による。

#### 第20条（特別委員会）

会長は、必要に応じて、運営委員会にはかつて特別委員会を設けることができる。

## 第5章 会 計

#### 第21条（経 費）

この会の活動に要する経費は、会費、その他の収入による。会員は、総会で決定した会費を納める。

#### 第22条（決 算）

会計決算は、会計監査を経て総会で報告し、承認を得なければならない。

#### 第23条（会計年度）

毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第6章 校長・顧問

#### 第24条（学校長）

この会の運営について助言することができる。

#### 第25条（顧 問）

この会に顧問を置くことができる。

## 第7章 会則の改廃

#### 第26条（会則の改廃）

この会則は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成が無ければ改廃することができない。

## — 付 則 —

第1条 この会則は、昭和57年4月17日から施行する。

1. 平成 2年 4月15日 一部改正
2. 平成 3年 4月20日 一部改正
3. 平成 4年 4月18日 一部改正
4. 平成17年 4月16日 一部改正 一部追加
5. 平成20年 4月19日 一部改正 一部分を2年間凍結
6. 平成22年 4月17日 一部改正
7. 平成24年 4月16日 一部改正
8. 平成25年 4月17日 一部改正
9. 平成28年 4月13日 一部改正

第2条 この会の運営に必要な事項は、細則による。

第3条 細則の改廃は、運営委員会で決めることができる。

## 細 則

第1条（役員選出に関すること）

1. 役員選考委員会は、委員の互選により、正副委員長を選出する。
2. 役員選考委員会は、総会までに役員及び監査の候補者を選考し、総会に推薦する。
3. 役員選考委員会は、役員及び監査に欠員が生じた場合は、その残任期間を考慮して候補者を選考し、運営委員会に推薦する。
4. 翌年3月退会予定の役員がいる場合は、役員選考委員会は、その役員から助言を求められることができる。
5. 役員選考委員会は、この会の経過や、決定事項を総会に報告する以外は、部外秘とする。

第2条（慶弔・見舞・表彰に関すること）

1. 死亡の場合
  - (1) 香典……児童、会員、各10,000円
  - (2) 弔電
  - (3) 花輪または供物……児童、会員、各10,000円程度
2. 災害・見舞の場合  
会員及び児童が災害にあった場合は、役員会で協議して決める。
3. 表彰の場合  
本会は必要と認めた場合、協議の上、表彰することができる。
  - (1) 表彰の対象者
    - ・役員、監査、学年代表、各委員長を3年以上経験した者（但し、退会者に限る）
    - ・会員以外で、本校に貢献のあった者
  - (2) 表彰  
上記（1）の該当者に感謝状及び記念品を本会の総会席上で贈る。
  - (3) 協議  
この細則中の協議は、運営委員会とする。但し、急を要する場合は、役員会で協議し、次回の運営委員会で事後の承認を受ける。
4. 上記1、2、3に定めたほか、特別な事情のある時は、役員会で協議して決めることができる。

第3条（その他）

1. PTA活動に関わる諸会議や研修会などの参加については、交通費、日当を支給する。  
(近隣……300円、遠方……700円)

